

平成24年 第2回定例会  
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- 議案第5号「三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する  
標識の寸法を定める条例案」について …………… 1

(所管事項説明)

1. 「『平成24年版成果レポート』に基づく今後の  
『県政運営』等に係る意見」への回答について …………… 2
2. 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について  
(1) 三重県地方卸売市場 …………… 3、(別添1)  
(2) 三重県民の森 …………… 6、(別添1)  
(3) 三重県上野森林公園 …………… 9、(別添1)
3. みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入案の概要について  
…………… 12、(別添2)
4. 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する  
年次報告書について …………… 14
5. 農林水産各研究所における研究成果の活用と  
今後の取組方向について …………… (別添3)
6. 農林水産業における新規就業者確保・育成の取組について  
…………… 16
7. みえフードイノベーションの展開について …………… 19
8. 獣害対策について …………… 21、(別添4)
9. 木質バイオマスエネルギー利用の推進について …………… 23
10. 三重の森林づくり実施状況(平成23年度版)について  
…………… 25
11. 漁場環境の改善に関する取組について …………… 27
12. 各種審議会等の審議状況の報告について …………… 28

## ○ 議案第5号「三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例案」について

### 1 提案の理由

平成23年8月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成24年4月に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」という。）の一部が改正・施行されました。

これにより、県が指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法は、鳥獣保護法に基づく環境省令で定める寸法を参酌して、条例で定めることとなりました。

### 2 改正の内容

#### (1) 鳥獣保護法改正前

指定猟法禁止区域等に県が設置する標識の寸法は、鳥獣保護法に基づく環境省令により定められた全国一律の寸法となっていました。

#### (2) 鳥獣保護法改正後

鳥獣保護法の改正により、県が設置する標識の寸法は、環境省令に定められた寸法の基準を参酌して県の条例で定めることとなりました。したがって、条例により、地域の実情に応じて環境省令の基準を下回る寸法を定めることも可能となりました。

#### (3) 条例で定める標識の寸法

以下の理由から条例案においては、環境省令で定める標識の寸法を下回る寸法とはせず、環境省令と同じ寸法としました。

- ・ これまで環境省令の寸法に基づき標識設置を行ってきたなかで、特段の支障がないこと。
- ・ 今後も、県外からの来訪者を含む狩猟者にわかりやすく指定猟法禁止区域等を示す必要があること。

区 域	条例で定める標識の寸法
指定猟法禁止区域	(制札) 一辺の長さ：30 cm以上
特定猟具使用制限区域	
鳥獣保護区	(標柱) 太さ：一辺 9 cm以上、長さ：200 cm以上 (制札) 長さ：36 cm以上、幅：45 cm以上
特別保護地区	
特定猟具使用禁止区域	
休猟区	(標柱) 太さ：一辺 9 cm以上、長さ：120 cm以上 (制札) 一辺の長さ：30 cm以上
特別保護指定区域	(制札) 長さ：70 cm以上、幅：90 cm以上

### 3 標識の例示



指定猟法禁止区域の制札



鳥獣保護区の制札



鳥獣保護区標柱

1. 『平成24年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答について

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
153	自然環境の保全と活用	農林水産部	「ニホンジカの推定生息頭数」の目標値達成のために、市町と連携して取り組んでいただきたい。	ニホンジカの推定生息頭数の目標達成に向けては、捕獲頭数制限の緩和や猟期の延長など狩猟による捕獲拡大と、有害鳥獣駆除における捕獲力強化について、総合的に取り組んでいく必要があります。 特に、有害鳥獣の駆除については、市町長からの鳥獣捕獲許可に基づいて行われるものであることから、市町はもとより、集落や猟友会等の皆さんとの連携を図りながら、的確に取り組んでいきます。
254	農山漁村の振興	農林水産部	いなかビジネスの取組では、地域の特性を踏まえたビジネスモデルの構築をしていただきたい。	いなかビジネスは、地域の農林水産物をはじめ、自然、文化、人等の豊かな地域資源を活用した商品やサービスを開発、提供していく取組であり、その地域ならではの魅力や特徴が必要であると考えています。 このため、地域自らの活動を育て、伸ばしていくなど創意工夫を重視したなかで活性化が図られるよう、地域活性化プランなどの取組により、地域の特性を踏まえたビジネスモデルの構築を促したいと考えています。
311	農林水産業のイノベーションの促進	農林水産部	研究機関によって開発された技術のうち、活用された成果を把握するとともに、今後、開発された技術を商品化につなげるなど、成果が活用できるように努めていただきたい。	もうかる農林水産業の実現に向けイノベーションを促進するためには、研究開発の成果を新商品等の創出につなげていく視点が重要であると考えています。 このため、農林水産の各研究所におけるこれまでの研究成果を整理するとともに、今後の新たな研究成果とあわせて、生産者や事業者等による商品開発等の取組に生かされるよう普及・実用化に努めていきます。
313	林業の振興と森林づくり	農林水産部	木質バイオマス発電施設の整備を促進するとしているが、これからのエネルギー対策や間伐材の利用などのためにしっかり取り組んでいただきたい。	木質バイオマスの発電への利用を進めるためには、発電施設整備の促進とあわせて、原料となる未利用間伐材の安定供給体制を構築することが必要です。 このため、森林組合、素材生産業者、原木市場、市町、県などで構成する地域林業活性化協議会に対し、木質バイオマス推進員の設置、木質チップ原料を供給する事業者の搬出機械の整備などを支援していきます。
314	水産業の振興	農林水産部	水産業における新規就業者への支援に関する記載がないが、県も積極的に取組を進めていただきたい。	新規就業者の確保に向けて、就業・就労相談や漁業体験研修の実施、漁労技術の習得支援などに取り組んできたところですが、地域外からの参入希望者が漁村に定着し、生活基盤を築いていくことも重要な課題です。 このため平成24年度から、漁協等関係団体や市町と連携して、参入希望者が円滑に就業し漁村に定着できるよう受入の仕組みづくり（漁師塾）に取り組んでいます。 今後とも、水産関係団体や市町と連携しながら、新規就業者への支援と地域への定着促進を図り、本県漁業の担い手の確保に努めていきます。

## 2. 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

### (1) 三重県地方卸売市場

#### 1 指定管理者の概要等

三重県地方卸売市場は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、みえ中央市場マネジメント株式会社を指定管理者として、平成21年4月1日から平成26年3月31日まで管理を行っています。

指定管理者は、三重県地方卸売市場事業の実施に関する業務、市場内での業務の承認に関する業務、施設の利用の許可等に関する業務、利用料金の收受等に関する業務、施設の維持管理等に関する業務等を行っています。

#### 2 平成23年度における管理業務の実施状況及び利用状況

##### (1) 管理業務の実施状況

###### ①市場運営に関する業務

指定管理開始時の体制を維持し、社員に対する様々な研修や定期的なミーティングを実施するとともに、非常時に備え危機管理マニュアル等を策定し、効率的な管理運営体制を構築しています。

平成23年度は、市場内での業務の承認に関する業務、施設の利用の許可等に関する業務については、指定管理者が基準を作成し、それに基づき事業者に対して営業承認31件、施設利用許可2件を実施しました。

また、利用料金の收受等に関する業務についても、条例・規則等に基づき収受業務を的確に行っています。

さらに、取引の監視業務については、場内事業者と協力し、すべての開場日において実施いたしました。

###### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

市場施設機械の保守点検業務等については、異常箇所の早期発見と修繕に取り組みました。雨漏り修繕、グレーチング改修、汚水処理施設修繕といった小規模修繕工事については、のべ118件の工事を実施し、施設の維持管理に努めました。

また、開場から30年が経過し、施設設備の経年劣化が進んでいることから、日々の警備員や社員の場内巡回、早朝監視業務等での情報収集等による早期発見に努めました。

###### ③その他業務

市場内事業者で組織された市場活性化委員会（11回開催）では、市場を利用する内外関係者にアンケート調査を実施しニーズの把握に取り組みるとともに、外部有識者で構成されている市場活性化研究会（6回開催）から、市場の活性化対策等のアドバイスを受けながら、各種問題に対して積極的に取り組み、サービスの向上に努めました。

その一環で分煙の徹底やゴミのポイ捨て禁止、不法投棄の抑制等の対策を取った結果、分煙化が定着し、ゴミの散乱や不法投棄の発生件数は減少しました。

また、「開かれた市場づくり実行委員会」の主催により、関連商品売場棟の試験開放が本格化し、9月からは毎月第4土曜日を軸に定期的に開放することとなり、

のべ入場者数は1万人を超え、消費者にも期待されるようになってきました。

## (2) 施設の利用状況

施設名	貸付対象面積(m <sup>2</sup> )	H23年度末利用率(%)	(参考) H20年度末利用率(%)	H25年度末目標利用率
施設全体	31,042	88.2	79.9	80.0%以上
卸売業者売場	10,431	100.0	100.0	
仲卸業者売場	5,166	85.8	53.2	
関連商品売場	4,794	60.4	60.1	
業者事務所	3,047	68.6	68.6	
その他施設	7,604	99.2	88.0	

## (3) 利用料金の軽減状況

指定管理終了までに、基準年(平成20年度)に比べ施設利用料金を20%軽減することとなっていますが、指定管理開始時より実施されています。

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:千円)

収入の部			支出の部		
	H22	H23		H22	H23
指定管理料			事業費		
利用料金収入	224,182	206,625	管理費	268,505	279,239
その他の収入	69,551	79,532	その他支出		
合計 (a)	293,733	286,157	合計 (b)	268,505	279,239
収支差額(a)-(b)	25,228	6,918			

※その他の収入は電気・水道料の事業者負担金等を含みます。金額はすべて税抜。

## 4 管理業務に関する自己評価

評価の項目	自己評価		コメント	県の評価		コメント
	H22	H23		H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B	管理業務の実施計画に掲げた「市場運営に関する業務計画」の6項目、「施設及び設備の維持管理に関する業務計画」4項目全て実施することができ、目標を達成しました。	B	B	○業務の承認等に関する業務、施設の利用許可等に関する業務については、事業者に対して適切に事務手続きが行われました。 ○施設の維持管理等に関する業務については、老朽化した施設があることから異常箇所の早期発見に努め、その都度積極的に修繕を行った結果、市場運営に支障を来す問題発生は昨年度同様にありませんでした。昨年は特に大型台風

					<p>による被害が数か所ありましたが、迅速に修繕工事を進め、被害を最小限に抑えることができました。</p> <p>○環境保全活動としては、M-EMS（みえ環境マネジメントシステム）を12月に認証更新し、より高い目標設定を行い、引き続き使用電力の削減や野菜ごみの堆肥化等に場内事業者と協働して取り組んでいます。</p> <p>○場内事業者を構成員とする市場活性化委員会において、関連商品売場棟の試験開放や環境保全等社会貢献活動の推進を図るとともに、外部有識者を構成員とする市場活性化研究会において、場内事業者の勉強会や入居促進対策等の研究がすすめられるなど、活性化対策について漸次ではあるものの実現可能なものから順次取り組んでいます。</p>	
2 施設の 利用 状況	B	B	<p>市場全体の施設利用については、減免措置等の対策を講じたことにより、利用面積比率が平成20年度末の79.9%から、平成23年度末には88.2%に向上し、成果目標の80%以上を3年間連続して達成しています。</p>	B	B	<p>○8月以降、施設利用料金のさらなる10%の減免措置を行った結果、仲卸業者売場への新規貸付が実現しました。関連商品売場棟では廃業や仲卸業者売場の撤退があり、全体としては昨年度より利用率は減少しているものの、目標は達成しています。</p> <p>○市場外部者の入居促進を図るため、市場ホームページでの呼びかけや各学校へ訪問を行い、チャレンジショップへの入居促進活動を実施した結果、問い合わせは大幅に増加しました。</p>
3 成果 目標及 びその 実績	B	B	<p>成果目標の施設利用面積比率と利用料金の軽減については3年連続で目標を達成しています。指定管理者の独自目標である関連商品売場棟の利用面積比率についても、当初に比べて向上しているのに加え、市場活性化委員会が多くの活性化対策に取組み、成果も上がってきています。</p>	A	A	<p>○県が設定する成果目標に掲げた施設利用面積比率80%と、施設利用料金軽減率20%の目標は昨年度と同様に全て達成していることは評価できます。特に、利用料金軽減については、8月にさらなる10%の軽減策を行い、未利用施設の入居促進と場内事業者の経営支援を図ったのは高く評価できます。</p> <p>○利用面積比率の低い関連商品売場棟については、一般開放による市場認知度の向上やモデル店舗の育成、市場ブランド商品のPR等、より集客力のある店舗づくりを展開することによる新規入居者の確保が望まれます。</p>
特記事項 (今後の課題)	<p>①施設利用率の更なる向上 ②老朽化がすすむ施設・設備の修繕等の取組</p>					

## 5 その他

場内の施設の一つである冷蔵庫施設（冷蔵庫・製氷機）について、県出資企業である「三重中央市場冷蔵(株)」が運営を行ってきましたが、平成24年12月末で営業を終了することが取締役会で決定されました。

冷蔵庫については、指定管理者が平成25年1月以降の次期運営者を募集し、製氷機については、指定管理者が運営を行うこととしています。

今後、県として冷蔵庫施設の利用者に混乱が生じないように、指定管理者に対して必要な指導を行っていく予定です。

## (2)三重県民の森

### 1 指定管理者の概要等

三重県民の森は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人三重県自然環境保全センターが指定管理者として平成23年4月1日から平成28年3月31日まで管理を行っています。

指定管理者は、三重県民の森内の森林、植物等の管理に関する業務、施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務、施設設備の利用に関する業務、自然体験型イベントの実施に関する業務、ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務、生物多様性の保全に配慮した取り組みに関する業務、その他管理上必要と認める業務を行っています。

### 2 平成23年度における管理業務の実施状況及び利用状況

#### (1) 管理業務の実施状況

##### ①管理事業の実施に関する業務

森林公園の利用については、年末年始を除く午前9時から午後5時を利用時間と定め自然とのふれあいの場を提供した結果、約10万5千人の来場者数がありました。

また、森林、緑化及び自然環境に関する学習の機会を提供するために、自然体験型のイベントを121回行いました。

##### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

公園内の森林、植栽木、芝生広場等の植物管理は専門業者に業務を委託しました。

植物管理は公園ボランティア「モリメイト」の協力により維持管理を行いました。

設備等の法定点検は、専門の外部業者に委託しましたが、改善の指摘はありませんでした。

自然学習展示館は開設後約30年が経過し、全体的に老朽化しているため、屋根の修繕を行いました。また、職員の巡視により公園内の危険箇所については、小規模な修繕を行い安全の確保に努めました。

なお、危機管理マニュアル等を作成し、自然災害や公園内の事故対応及び報告体制を整備しています。

##### ③その他業務

公園施設利用者及び自然体験型イベント参加者に対しアンケートを実施し、満足度の向上に努めました。

また、森林に関するイベント等、県の施策に積極的に協力を行いました。

(2) 施設の利用状況

		目 標	実 績	達成率 (%)
利用者数 (人)	H22年度	120,000	117,101	97.6
	H23年度	120,000	104,787	87.3
イベント開催数 (回)	H22年度	24回以上	29	120.8
	H23年度		(121)	
施設利用満足度 (%)	H22年度			
	H23年度	80%以上	95.2%	119.0
自然型イベント満足度 (%)	H22年度			
	H23年度	92%以上	95.0%	103.3

※ 平成23年度からの目標をイベント開催数から満足度（施設利用、自然型イベント）に変更しています。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:千円)

	収 入 の 部		支 出 の 部		
	H22	H23		H22	H23
指定管理料	23,130	23,834	事 業 費	8,474	2,826
利用料金収入			管 理 費	14,652	21,092
その他の収入		89	その他支出		
合 計 (a)	23,130	23,923	合 計 (b)	23,126	23,918
収支差額(a)-(b)	4	5			



#### 4 管理業務に関する自己評価

評価の項目	自己評価		コメント	県の評価		コメント
	H22	H23		H22	H23	
1 管理業務の実施状況	-	B	<p>普段の清掃、適切な植物管理、日々の巡回による異常個所の早期発見などにつとめ、施設の適切な維持管理、環境の美化に努めた。</p>	-	B	<p>○公園内の森林、植栽木、芝生広場等の植物管理、自然学習展示館や消防施設、浄化槽、遊具等の保守点検など、管理業務を適正に実施している。 ○植物管理に関しては、公園ボランティア「モリメイト」と連携して管理を行っている。</p>
2 施設の利用状況	-	B	<p>より多くの来園者のニーズを把握するために、アンケートの回収数を増やし（197枚）、フィードバックに努めた。 イベント数の増加、展示内容の充実など、より多くの来園者に園内でも楽しんでもらうための施策を実施し、来園者からも好評だった。</p>	-	B	<p>○利用者は、地元（菰野町、四日市市）を始め、県内各地から訪れており、愛知県からの利用者もみえる。 ○利用者数また利用者の満足度を高めるために、体験講座や観察会など121回のイベントを開催し、アンケートによる参加者の満足度は95.0%と高い評価を得ており、満足度は高い。</p>
3 成果目標及びその実績	-	C	<p>来園者は目標を下回った。（目標120,000人、実績104,787人、達成率87.3%） 来園者満足度、イベント満足度は目標を達成している。 アンケート回収数は目標を下回ったが昨年と比べると大幅に増加している。 来園者数が減少しているため、公園の広報の拡大、団体利用の促進など、来園者数を増加させる策を講じていく必要がある。</p>	-	C	<p>○来園者の満足度は95.2%、イベント満足度は95.0%とそれぞれ成果目標を達成している。 ○施設利用者数は、約105千人と目標を15千人下回り、前年度と比較しても13千人下回っている。 ○満足度が高いものの、利用者数が減っていることについては、5月、9月、12～1月の利用者数が前年度に比べ減り幅が大きいが、周辺の観光施設にも同様の傾向が見られ、5月の天候不順、9月の台風、また平成22年度に比べ冬期の積雪日数が多かったことが原因の1つと考えられる。</p>
特記事項 (今後の課題)	<p>①イベント情報等広報の強化 ②遊具等老朽化がすすむ施設・設備の安全対策（修繕等）の取組</p>					

### (3)三重県上野森林公園

#### 1 指定管理者の概要等

三重県上野森林公園は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、伊賀森林組合が指定管理者として、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間管理を行っています。

指定管理者は、三重県上野森林公園内の森林・植物等の管理に関する業務、施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務、施設設備の利用に関する業務、自然体験型イベントの実施に関する業務、ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務、生物多様性の保全に配慮した取り組みに関する業務、その他管理上必要と認める業務を行っています。

#### 2 平成23年度における管理業務の実施状況及び利用状況

##### (1) 管理業務の実施状況

###### ① 管理事業の実施に関する業務

森林公園の利用については、年末年始を除く午前9時から午後5時を利用時間と定め、自然とのふれあいの場を提供した結果、7万3千人を超える来場者数がありました。

また、森林、緑化及び自然環境に関する学習の機会を提供するために、自然体験型のイベントを31回行いました。

###### ② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

芝生、花木の管理は専門業者に業務を委託し、散策道周辺の除草や湿生植物園の管理は公園職員が行いました。森林の整備は公園ボランティア「モリメイト」の協力により維持管理を行いました。

法定点検である設備等保守点検業務等は、専門業者に委託し、定期的に行いましたが、改善を要する旨の指摘はありませんでした。

公園設置から12年が経過し、木造施設は全体的に老朽化しているため、「ビクターコテージ」デッキ及び「観察の森」木道の修繕を行いました。また、職員の巡視により公園内の危険箇所について、小規模な修繕を行い安全の確保に努めました。

なお、危機管理マニュアル等を作成し、自然災害や公園内の事故対応及び報告体制を整備しています。

###### ③ その他業務

公園施設利用者及び自然体験型イベント参加者に対しアンケートを実施し、満足度の向上に努めました。

また、森林に関するイベント等、県の施策に積極的に協力を行いました。

(2) 施設の利用状況

		目標	実績	達成率 (%)
利用者数 (人)	H22年度	60,000	71,592	119.3
	H23年度	73,000	73,341	100.5
イベント開催数 (回)	H22年度	24回以上	26	108.3
	H23年度		(31)	
施設利用満足度 (%)	H22年度			
	H23年度	80%以上	82.9	103.6
自然型イベント 満足度 (%)	H22年度			
	H23年度	92%以上	90.1	97.9

※ 平成23年度からの目標をイベント開催数から満足度（施設利用、自然型イベント）に変更しています。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:千円)

	収入の部		支出の部	
	H22	H23	H22	H23
指定管理料	26,310	26,310	事業費	1,520
利用料金収入			管理費	24,351
その他の収入	6	301	その他支出	6
合計 (a)	26,316	26,611	合計 (b)	25,877
収支差額 (a)-(b)	439	13		

4 管理業務に関する自己評価

評価 の項目	自己評価		コメント	県の評価		コメント
	H22	H23		H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B	<p>植物管理や専門知識が必要な施設の管理は外部の専門業者に委託し、園内散策道の除草や湿性植物園の管理、軽易な修繕は、公園ボランティア「モリメイト」の協力を得て、職員で実施し、森内整備や施設の維持管理に努めた。</p> <p>「風のとりで」など展望施設等の点検は定期的に巡回するとともに、木製の施設で老朽化の見られる箇所（ビクターコテージ及びサブコテージのデッキ）については早い目の修繕を業者に委託し、事故が発生しないよう改善に努めた。</p> <p>また、地元水利組合から公園設置時に要望のあった、サギソウ園の井戸ポンプについては、伊賀農林環境事務所において配管洗浄等の修繕を業者に依頼し、機能回復に努めた。</p> <p>公園管理事務所の電話設備についても未使用回線の整備や老朽化した設備更新を行った。</p>	B	B	<p>○ 園内の芝生等の植物管理、浄化槽等施設の保守点検、園内巡視、老朽化に伴う施設の修繕等、管理業務を適正に行っている。</p> <p>○ 森林の整備は、公園ボランティア「モリメイト」との協働等により行っている。</p>

評価 の項目	自己 評価		コ メ ン ト	県 の 評 価		コ メ ン ト
	H 22	H 23		H 22	H 23	
2 施設 の 利用 状況	B	B	<p>施設利用者数は、73,341人と目標の73,000人を達成した。</p> <p>また、研修室、サブコテージの利用者数も昨年を上回る利用状況であった。</p> <p>利用者へのPRについては、マスコミ関係を通して四季折々の開花情報を提供するとともに、公園の掲示板や地域のイベント情報誌等にも行事案内を積極的に行った。</p> <p>さらに、自然体験型の行事の様子をデジタルコテージのホールに写真で紹介し、親子連れなどが参加し、利用しやすい雰囲気の情報提供した。</p> <p>また、「夏の緑の木陰道」設置や「冬の忍者コース」設置を通じて新たな入園者の掘り起こしを行った。また、伊賀地区駅伝の中継地点に利用されるなど新たな利用形態が定着するようになった。</p>	B	B	<p>○ 施設利用者は、73,341人と22年度を上回って増加している。</p> <p>○ 利用者のアンケート結果から、施設での満足度は82.9%、行事では90.1%の回答を受けるなど、利用しやすい環境を整備している。</p>
3 成果 目標及 びその 実績	B	B	<p>① 施設利用者数の成果目標である73,000人に対して、73,341人の実績。</p> <p>② 顧客満足度</p> <p>1) 来園者の成果目標である80%以上に対して83%の実績。</p> <p>2) 自然型イベントの目標である92%以上に対して90%の実績。</p> <p>公園来園者数が増加し、かつ満足度が高かったのは、巡視によるゴミの回収や歩道周辺の除草などの整備を公園職員が一丸となって実施し、来園者アンケートにも「非常にきれいに整備されている。また来たい。」などの声が多くあったことが考えられる。</p> <p>一方、自然体験型イベントで満足度の目標が達成できなかった理由としては、「野鳥観察会で鳥が少なかった」、「きのこ観察会できのこの発生が少なかった」等、観察会で満足度が伸びなかったことによる。</p> <p>今後は、開催時期や、観察対象が満足できない場合の対応方法について検討を重ねたい。</p>	B	B	<p>○ 施設利用者数については、目標を73,000人に引き上げたが、実績を73,341人とし、また施設利用者の満足度も目標80%に対し82.9%で目標を達成できている。</p> <p>○ イベント等は、31回開催しているが、自然体験型イベントの満足度は90.1%で目標の92%を下回っているため、今後講師の選任やイベント内容の工夫が必要である。</p>
特記事項 (今後の課題)	<p>① イベント満足度の更なる向上</p> <p>② 老朽化がすすむ施設・設備の修繕等の取組</p>					

### 3. みえ緑と森のきずな税（仮称）の導入案の概要について

#### 1 「災害に強い森林づくり」の必要性

荒廃森林の増加と自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の皆さんの生命・財産を守るため、防災・減災の観点から土砂や流木の発生を抑制する新たな対策を進め、「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要性が生じています。

#### 2 「災害に強い森林づくり」のための税の創設

これまでの森林対策に加え、「災害に強い森林」を早期に実現するという新たな行政需要に対応するためには、その財源を新たに確保する必要があります。

しかしながら、既存の財源に多くを期待できない状況の中、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくためには、その費用を幅広く負担していただくことが適当と判断し、財源確保の方法として新たな租税を早期に導入することが必要と考えます。

#### 3 「みえ緑と森のきずな税（仮称）」を活用した施策

山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めます。

##### (1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

###### 【主な対策】

- 土砂を流さない森林整備と伐採木の搬出による流木の発生抑制
- 堆積した不安定土砂や流木の撤去による森林内の防災施設の機能強化
- 里山や竹林の再生、人家裏や通学路沿いの森林整備、水源林など特に重要な森林の公有林化、海岸林の整備など、地域の実情に応じた身近な森林対策

##### (2) 基本方針2 緑・森・人の絆づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、緑や森林と県民の皆さんとの絆を深めます。

###### 【主な対策】

- 小中学校における森林環境教育の定着促進と指導者の育成、小中学校の机・イス・教室内装の木質化、都市住民が森林と触れ合う機会の創出、森林づくり技術者の育成
- 木造仮設住宅キットの備蓄、公共性の高い建物や街並みの木造・木質化、チップやペレット等木材のエネルギー等利用促進
- 漂着流木等の除去活動支援や、緑地整備による緑と潤いの空間の創出

### (3) 当面必要となる経費

約51億円（5年間）

## 4 地域の実情に応じて実施する対策への支援

### (1) 市町交付金制度の創設

市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設します。

### (2) 税収事業における県と市町の役割分担

県は、税収事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を担い、市町は、暮らしに身近な森林対策、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等、住民と森林との絆を深める取組を行います。

## 5 「みえ緑と森のきずな税（仮称）」のしくみ

- 課税方式 県民税均等割の超過課税
- 税額 【個人】年額 1,000円（現行の均等割額は1,000円）  
【法人】年額 現行の均等割額の10%相当額（2,000～80,000円）
- 税収規模 初年度 約8億1千万円  
平年度 約10億6千万円
- 税率設定の考え方 当面必要となる経費を確保すること、現行の県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、先行県の事例も参考にしつつ県民の皆さんの過重な負担にならないことなどを総合的に考慮して設定
- 税収の用途 森林づくりに関連する事業に活用
- 導入時期 平成26年4月1日

## 6 用途の明確化（基金の創設）

「みえ緑と森のきずな税（仮称）基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることと既存財源と区分して用途を明確化するとともに、税収事業の結果についても公表することとします。

## 7 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、新たな税財源を用いて実施する事業の評価検証を行います。これらの結果は、県民の皆様に公表します。

## 8 見直し期間

効果の検証等が必要であることから、導入後5年間を目途として見直しを行います。

## 4. 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書について

### 1 年次報告の根拠規定

平成19年に、食に関するさまざまな問題が県内外で発生したことから、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、平成20年6月、三重県食の安全・安心の確保に関する条例（以下「条例」）が制定されました。

年次報告書は、条例第8条の「知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する報告を提出するとともに、公表しなければならない」との規定に基づき、議会に報告し、公表するものです。

### 2 年次報告書（平成23年度版）の概要

#### （1）平成23年度における食の安全・安心に関する情勢

23年4月に発生した、食肉の生食による腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒事件では、複数の死亡者と多数の重症者が発生する事件となり、これをきっかけに生食用食肉の規格基準が設定されました。

県内では、14件の食中毒が発生し、患者数は523名となりました。

原子力発電所の事故に伴う、食品などへの放射性物質の影響により東北地方を中心に出荷制限が行われ、県内でも汚染された稲わらが、使用されたことが判明したことから、三重県産牛の放射性物質の全頭検査を実施しました。

条例では、食品の自主回収の報告が義務づけられていますが、23年度は、消費期限、賞味期限の表示基準違反など、21件の自主回収報告があり、前年度の13件より増加しました。

#### （2）食の安全・安心確保施策の体系及び推進体制

食の安全・安心確保のための施策は、食品衛生法などの法律、条例、三重県食の安全・安心確保基本方針（以下「基本方針」）に基づき、実施しています。

基本方針では、4つの基本的方向と、その方向ごとに実施すべき施策を定め、取組を進めています。

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進する庁内体制として、条例第11条に基づき、設置された「三重県食の安全・安心確保推進会議」（委員長：副知事（農水商工部担当）、委員：関係部長等）を開催しました。（6回開催）

このなかで、食肉の生食による食中毒、放射性物質汚染の問題が発生したことから、生食用食肉取り扱い施設の緊急監視や、放射性物質に汚染されたおそれのある牛肉の県内流通への対応などについて協議し、方向性を決めました。また、食の安全・安心確保行動計画及び年次報告書案を決定したほか、関係部局間の情報共有を図りました。

なお、県組織改正に伴う推進会議の構成及び危機発生時の対応について体制の見直しを行いました。

また、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、条例第28条に基づく「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」（委員：消費者、食品関連事業者、学識経験者）を23年度は、年次報告書の審議を中心に1回開催しました。

### (3) 平成 23 年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な取組は次のとおりです。

#### 基本的方向 1：食品等の生産から販売に至るまでの監視・指導體制の充実

- 生産資材の適正な流通と使用を確保するため、農薬、肥料、動物用医薬品の流通・使用状況について、監視指導計画に基づく立入検査や指導（計 623 件）を実施しました。
- 23 年 4 月に発生した食肉の生食による食中毒事件をきっかけに、県内の生食用食肉を取り扱う飲食店等の営業施設 485 施設に対して、緊急監視を実施しました。  
また、生食用食肉の規格基準が 10 月に施行されたことから、本県では生食用食肉を取り扱う施設を把握し、適切に監視指導を行うため、県独自の届け出制を導入しました。
- 米トレーサビリティ法の施行に伴い、生産者、飲食業者など事業者に対して、制度の周知並びに産地情報伝達などが適正に行われるよう 351 件の指導を実施しました。
- 食品添加物（144 検体）、残留農薬（143 検体）残留動物用医薬品（263 検体）等の検査を引き続き行うとともに、放射性物質の牛肉への影響が問題となったことから、放射性物質のスクリーニング検査機器 2 台を導入し、8 月 29 日のと畜分より県産牛の全頭検査（実績 6, 939 頭）を実施しました。

#### 基本的方向 2：食品関連事業者が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- 「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」等により事業者への情報提供、「みえの安心食材」の新たな作物の認定基準の設定、カキの健康被害発生を予測するノロウイルス検出結果等のホームページでの公開、食品の自主回収情報の提供等を引き続き行いました。
- 農林水産物の安全確保、品質管理等のため、GAP 手法の導入や、衛生・品質管理マニュアル等に基づく自主管理を研修会等により普及推進しました。
- 認証制度の推進では、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」（みえの安心食材）の登録品目 98 品目、登録者数 1, 624 人に増加しました。エコファーマーについても認定者数が 1, 166 人に増加しました。  
また、平成 19 年度に「三重県 HACCP 手法導入認定制度」を制定し、食品等事業者の自主衛生管理を促進してきましたが、平成 23 年度に飲食店も対象としたより取り組みやすい制度として「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を制定し、HACCP 手法に基づく衛生管理の普及と自主衛生管理を推進しました。（2 施設を認定）

#### 基本的方向 3：情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- ホームページ「食の安全・安心ひろば」、パンフレット等により、食肉の生食による食中毒予防方法、放射性物質検査結果など、食の安全・安心に関する知識と理解を深めるため、様々な媒体を通じ情報提供を行うとともに学習講座、研修会など学習機会の提供を行いました。
- 第 2 次食育推進計画に基づき、「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」を 40%にするという目標に向け、県、教育委員会、生産者団体等が連携し推進しました。「みえ地物一番給食の日」の設定や、食育モデル地域の指定、地場産物を使用したメニューコンクールなどの取組を行いました。

#### 基本的方向 4：多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- 県民が食の安全・安心に取り組む生産者や食品製造事業者の生産・製造現場を見学する交流会や、食の安全に関する情報を提供し意見交換するリスクコミュニケーションの開催及び事業者や団体と協働して食の安全・安心啓発活動を実施しました。



## 6. 農林水産業における新規就業者確保・育成の取組について

農林漁業者の高齢化や減少が急速に進み、担い手となる農林漁業者の確保・育成が重要な課題となっている中、将来の農林水産業を担う意欲ある新規就業者の確保・育成に向けたさらなる取組が必要です。

### 【農業】

#### 1. 現状・課題

平成2年に75,014人であった県内農業就業者は、平成22年には、42,624人となっており、平均すると年間1,600人程度の減少となっています。

農業への新規就業者は、過去5年間の平均では、年間92人であり、うち自営または後継者としての就農が28人で約3割、農業法人等への就業が64人で約7割を占めています。

一方、新規就農者の約7割を非農家や県外からの参入者が占めていることから、特に自営就農者に対しては、栽培技術の習得支援だけでなく、農地や住居の確保、地域における信頼関係の構築など生活支援が必要となっています。

なお、国においては、平成24年度から新規就農者倍増プロジェクトとして、青年就農給付金を柱とする新たな施策の実施や既存制度の拡充など、新規就農の促進に向けた取組が強化されています。

#### 2. 取組状況

新規就業者の確保に向けて、国、(公財)三重県農林水産支援センター、農協等関係団体、及び市町と連携し、

- ① 就業斡旋や就業相談の実施、就業・就職フェアの開催
- ② 農業大学校における実践教育の充実
- ③ 緊急雇用創出事業による就業の促進
- ④ 新規就農者の経営確立に向けた支援の実施

〔国の「青年就農給付金事業」の8月末時点の給付見込み(三重県)〕  
準備型：31人(44,750千円)、経営開始型：49人(49,125千円)  
などに取り組んでいます。

また、地域における新規就農者の受入体制の整備として、本年度から、「みえの就農サポートリーダー制度」を創設し、地域の中心的な農業者等が新規就農者を農業面・生活面からサポートすることで、地域における新規就農者の確保・定着を図る取組を進めています。

8月末時点で、53人のサポートリーダーを登録し、8人のサポートリーダーにより9人の就農希望者がサポートを受けています。

### 3. 今後の方針

今後、新規就農希望者の増加が予想されることから、これまでも増して、

- ① 農林水産支援センターと農業改良普及センターとの連携による就農相談等の充実
  - ② 農業大学校におけるカリキュラムや新規就農者向け研修の充実
  - ③ 農業改良普及センターと農業関係機関との連携による技術・経営・資金面での支援の充実
  - ④ 市町や農協との連携による各種制度を活用した地域の受入体制の整備
- などに取り組みます。

## 【林業】

### 1. 現状・課題

平成2年に2,718人であった県内林業従事者は、平成22年には、1,255人となっており、平均すると年間73人程度の減少となっています。

林業への新規就業者は、過去5年間の平均では、年間58人で、森林組合など林業事業体への就職が多くを占めています。また、最近、若年者の新規就業により、労働力の高齢化に歯止めがかかり、林業従事者数も増加傾向にあります。

一方、林業作業は、急峻な地形での作業であることなど厳しい就業環境にあることから、就業後、短期間のうちに離職する方もあり、就業環境の改善のための取組が必要です。

### 2. 取組状況

新規就業者の確保に向けて、国、(公財)三重県農林水産支援センター、森林組合などの林業事業体、林業・木材製造業労働災害防止協会など林業関係団体、及び市町と連携し、

- ① 就業斡旋や就業相談の実施、就業・就職フェアの開催
- ② 高校生に対する林業体験の実施
- ③ 林業への就業希望者を短期雇用し林業に必要な作業を体験させるための実施研修
- ④ 林業経験のない方が基本的な技術を習得するための実践研修

を実施しています。

また、就業後の人材の定着に向け、新たに雇用した林業従事者に対し、安全かつ効率的な作業に必要な基本的な知識・技術を習得するための集合研修を実施しています。

### 3. 今後の方針

今後とも、林業関係団体等との連携により、就業体験や就業相談、知識・技術習得研修等に取り組み、林業への新規就業者を確保していくとともに、作業現場の管理・運営に必要な知識・技術を習得するための集合研修によるキャリアアップ対策、作業道の開設や高性能林業機械の導入など就業環境の改善により人材の定着を図ります。

また、国においては、林業への就業前の青年に対する給付金や安全教育を徹底させるためのOJT研修等により就業環境を整備する「緑の新規就業」総合支援事業が概算要求されていることから、その動向に注視していきます。

## 【水産業】

### 1. 現状・課題

昭和63年に19,809人であった県内漁業就業者は、平成20年には、9,947人となっており、平均すると年間500人程度の減少となっています。

漁業への新規就業者数は、過去5年間の平均では、年間38人であり、うち自営または後継者としての就業が17人で約4割、定置・まき網漁業を実施する法人等への就業が21人で約6割を占めています。

一方、新たな参入希望者の約4割を非漁家や県外からの参入者が占めていることから、参入希望者が漁村に定着し、生活基盤を築いていけるような仕組みを構築することが重要な課題となっています。

### 2. 取組状況

新規就業者の確保に向けて、国、(公財)三重県農林水産支援センター、漁協等関係団体、及び市町と連携し、

- ① 就業斡旋や就業相談の実施、就業・就職フェアの開催
  - ② 漁業体験研修の実施
  - ③ 漁業技術の習得を目的とした研修期間中の研修支援費の助成
  - ④ 漁船や資材などの取得に要する資金面の支援
- などに取り組んできています。

また、平成24年度から、漁協等関係団体や市町と連携して、地域外からの新たな参入希望者が円滑に就業し漁村に定着できるよう受入の仕組みづくり(漁師塾)に取り組む2漁協(三重外湾漁協・尾鷲漁協)を支援しています。

なお、三重県外湾漁協(志摩支所)では、現在、10名の研修生を受け入れ、操業研修を実施しています。

また、尾鷲漁協では、10月下旬頃からの開校に向けた研修生募集を行っています。

### 3. 今後の方針

今後とも、漁協等関係団体等と連携しながら、就業体験や就業相談、漁船や資材などの取得に要する資金面の支援等の新規就業者への支援をはじめ本県漁業の担い手の確保に努めていきます。

また、国においては、平成25年度に全国で毎年2,000人の新規漁業就業者の確保を目標として、漁業への就業に向け、必要な知識の習得等を行う若者に対する給付を含む新規漁業就業者総合支援事業が概算要求されていることから、その動向に注視していきます。

## 7. みえフードイノベーションの展開について

### 1. みえフードイノベーションの取組状況

本県の農林水産業を「作る、獲る農林漁業」から「もうかる農林漁業」に転換するため、県内の農林水産資源を活用し、生産者や食品関連事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官の様々な主体の知恵や技術を集結し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す取組である「みえフードイノベーション」を、「みえ県民カビジョン」の緊急課題解決プロジェクトに位置付け、今後4年間で集中的に推進しています。

#### (1) みえフードイノベーションネットワーク

素材・技術などの調査・情報集積や新たな商品開発などの相談機能及び支援機能を一元的に担うとともに、メールマガジン等で必要な情報を提供し、その中から新たな商品づくりに向けた開発プロジェクトを立ち上げるため、本年5月に「みえフードイノベーションネットワーク」を立ち上げました。現在、会員には178者が参加しています。

#### (2) みえフードイノベーションプロジェクト

ネットワークを活用し、具体的な商品開発を進めるためのプロジェクトを立ち上げるとともに、専門的な見地からアドバイスを受けるため、食品等に関する専門家12名のアドバイザーを任命しました。

これまでに、6つのプロジェクトを立ち上げ商品開発を進めています。

### 【主なプロジェクトの取組内容】

#### ① CoCo 壺番屋プロジェクト

県、CoCo 壺番屋、度会町商工会などが連携し、本年6月から7月の2か月間にわたり、県内のすべてのCoCo 壺番屋で、県内で捕獲されたシカ肉を使ったコロッケをトッピングした「シカコロオチャメカレー」を開発・販売しました。この取り組みを契機に、県内のCoCo 壺番屋において、県産農林水産資源を使った「三重県カレー」を定期的に提供することを目的に、カレーに適した商品開発を行います。

#### ② 鹿醬（しかしょう）・ソースプロジェクト

県、(株)ヤマモリ、フレンチレストランなどが連携し、県内で捕獲されたシカ肉を原料にした醤油の開発と、当該醤油をベースにした調味料ソースの開発・商品化に取り組んでいます。調味料ソースは、8月21日に開催した知事やシェフらによる商品化企画会議において、商品化する味が決定され、10月に(株)ヤマモリから発売される予定です。

③ 伊勢まだいプロジェクト

県、三重県海水養魚協議会、三重県漁連などが連携し、養殖マダイの飼料に県内で生産される柑橘、茶、海藻を配合することで、健康で肉質の良い「伊勢まだい」として、ブランド化に取り組みます。10月にはPRと販路開拓のためのスタートアップイベントを予定しています。

④ 究極のトマトプロジェクト

(株)浅井農園、辻製油(株)、東海運(株)、三重大学などが連携し、おいしくて体にいい「究極のトマト」の開発をめざし、品種開発、栽培技術、加工技術、物流、ブランディングの確立など、国際競争力を持った産地づくりに取り組みます。プロジェクトの一環として、8月24日には(株)浅井農園の技術支援のもと、東証一部上場企業である東海運(株)が新たに本県で農業参入し、最新の技術で環境コントロールされた植物工場を竣工させ、11月頃の出荷をめざし高品質なトマトの生産に取り組んでいます。

## 2. 今後の取組方向

ネットワークを活用し未利用資源など様々な素材の活用可能性を検討する会合や、ものづくり企業が持つ独自技術を活用した食品加工機械などの研修会を開催し、さらなるプロジェクトの創設につなげます。

また、これまで県研究機関等で蓄積された研究成果の活用や、県研究機関等のプロジェクトへの参加を推進するとともに、設立されたプロジェクトの活動を促進するため、新たな作物の導入や試作品開発、市場調査など、プロジェクトのスタートアップのための費用を支援します。

さらに、開発された商品やサービスの販路開拓につなげるため、三重県営業本部と連携した販売促進や展示会への出展など、国内外における情報発信に積極的に取り組みます。

## 8. 獣害対策について

### 1. 取組内容と課題

県では、本年度から獣害対策と生息管理を一括して所管する獣害対策課を設置し、選択・集中プログラム「緊急課題解決9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、総合的な獣害対策に取り組んでいます。(別添4参照)

#### (1) 【実践取組1】野生鳥獣による農林水産被害を解消するために

被害集落を対象に、「獣害対策に取り組む集落」づくりを進め、侵入防止柵の整備、大量捕獲わなによる捕獲、有害捕獲に取り組む鳥獣被害対策実施隊の整備を推進しています。

しかし、「獣害対策に取り組む集落」を育成していくためには人材面や地域の組織体制が整っていないこと、実施隊の捕獲機能が依然弱い組織が多いなどの課題があります。

#### (2) 【実践取組2】「獣肉等の利活用に向けた課題」を解決するために

「みえフードイノベーション」の活動と連携し、獣肉を利用した新商品開発や、『みえジビエ』品質・管理マニュアルの作成、獣肉解体処理施設の整備促進、高級食材としての認知度向上に取り組んでいます。

しかし、獣肉利用について、商品化件数がまだ少ないこと、また、広く県民に認知されていないこと、衛生的に処理できる獣肉解体処理施設が少ないなど安定的に供給できる体制も十分でないことなどが課題となっています。

#### (3) 【実践取組3】「集落周辺への頻繁な出現」を解決するために

集落周辺への頻繁な野生鳥獣の出現と被害の低減を図るため、森林及び里山の再生整備に取り組んでいます。

しかし、野生鳥獣の生息に適した森林を形成するための更新伐の規模や伐採方法・伐採割合、緩衝帯の規模の設定などについて、より効果を高めるための技術の検証が必要です。

### 2. 今後の取組

#### (1) 【実践取組1】野生鳥獣による農林水産被害を解消するために

引き続き、市町が主体となった獣害につよい地域づくりのより一層の促進に向けて、地域での獣害対策を担う人材の育成を進める研修会等の開催などを実施しながら、集落リーダーの掘り起こしや、地域住民等の組織化などに取り組めます。

侵入防止柵については、市町や各地域の被害防止対策協議会との連携を強化し、追い払いや捕獲などの対策と併用した計画的な整備に取り組めます。

捕獲については、地域における捕獲力が強化されるよう、市町や企業等との連携により、ニホンザル等の大量捕獲技術の開発、野生獣の捕獲技術の普及、実施隊等の結成による捕獲体制の整備など、地域における捕獲体制の整備に取り組めます。

(2) 【実践取組2】「獣肉等の利活用に向けた課題」を解決するために

引き続き、「みえフードイノベーション」の活動と連携し、獣肉利用に取り組む地域と企業のマッチングなどを通じ、新しい商品開発・販売に取り組みます。

また、「みえのジビエ食材」について、県外レストランなどをターゲットに、利用促進を図ります。

さらに、獣肉の解体処理業者や加工業者と食品会社等とのマッチングを進め、作成した『「みえジビエ」品質・管理マニュアル』に沿った獣肉の処理・供給体制の構築に取り組みます。

解体処理施設については、捕獲獣の搬入時間短縮による獣肉の品質確保を図るため、各地域に適した施設機械の整備を支援します。また、安定的な供給量の確保に向け、獣肉の加工・供給体制の広域連携に向けた調査・検討を行います。

(3) 【実践取組3】「集落周辺への頻繁な出現」を解決するために

平成24年度に実施した更新伐の施行地について、整備実施前後のモニタリング調査を実施し、「更新伐の規模（面積）や群状や帯状などの伐採方法、伐採割合」と獣害の低減効果、及び「緩衝帯の延長や幅」と獣害の低減効果についての検証を行い、より効果的な森林整備の方法を導入することで、野生鳥獣の集落周辺への頻繁な出現と被害の低減を図ります。

## 9. 木質バイオマスエネルギー利用の推進について

### 1. 背景

県内の間伐面積は、年間約9,000haとなっています。間伐材は、資源としての潜在的な可能性を有するものの、収集・運搬コストがかかることから約90%は搬出されず、年間約80万m<sup>3</sup>(36万t)が県内の森林に残置されています。

(※80万m<sup>3</sup>=三重県のスギ、ヒノキの丸太生産量(H23年255千m<sup>3</sup>)の3.1倍)

本年7月1日に施行された「再生可能エネルギー固定価格買取制度」において、未利用間伐材等を原料とした発電施設の採算性が見込めることから、木質バイオマスの利用に対する期待が高まっています。

### 2. 課題

木質バイオマスの利用を進めるためには、エネルギー利用施設等の需要先の確保と未利用間伐材等を安定的に供給できる体制づくりの両方を同時並行的に進めて行く必要があります。

### 3. 需要先の確保

#### (1) 石炭火力発電所の混焼利用について

県と中部電力が、本年2月から3月上旬に実施しました、碧南火力発電所での実機試験の結果、県産木質チップは、混焼発電に使用できるものの、混焼率(石炭との混合重量割合)が高くなると木質チップの粉碎性が低下するなどの課題が判明しました。現在、この課題への対応も含めて、県から中部電力に木質チップの樹皮の取り除き、混焼率の抑制、供給量などの条件を提示して協議を進めています。

#### (2) 木質バイオマス発電について

未利用間伐材のエネルギー利用を促進するため、県内の林業関係者と県が協議を進めてきました、売電を目的とする県内初の木質バイオマス発電事業を計画する協同組合が8月末に設立されました。

現在、具体的な事業計画が検討されているところですが、概要は次のとおりです。

- ① 事業場所 松阪市内
- ② 事業費(概算) 20億円程度
- ③ 発電出力 5,000KW
- ④ 木質バイオマス使用量 年間約55,000t(73,000m<sup>3</sup>)
- ⑤ 発電開始 平成26年秋頃から



### (3) 熱利用について

木質バイオマスの熱利用として、本年3月に林業研究所に木質ペレット焚空調設備を導入しました。このほか、食品メーカーの熱利用や学校の空調設備、観光施設、老人ホームなどの温浴施設など、地域の状況に応じた様々な利用が検討されています。

### 4. 安定供給体制づくり

木質バイオマスの発電等の利用を進めるためには、原料となる未利用間伐材の安定供給体制を構築することが必要です。

このため、森林組合、素材生産業者、林家、市町、県などで構成する県内9地域の「地域林業活性化協議会」に、新たに木材の仕分けや低コスト生産方法などを指導する木質バイオマス推進員を配置するとともに、林業関係者を対象に、安定供給体制づくりのためのセミナー(3回)を開催しました。

供給量の増加を図るため、木質チップ原料を供給する7事業者から供給計画書が策定され、収集・運搬機械等の導入や新規雇用など上限200万円を補助しています。

また、東紀州地域においては、尾鷲木材市場協同組合および三重くまの森林組合に対して、木質チップ原料を搬出する機械のリースや松阪市までの運搬経費の支援などにより、新たな木質バイオマス供給拠点づくりに取り組んでいます。

### 5. 今後の取組

国においては、本年9月にバイオマス事業化戦略が策定され、今まで未活用であった未利用間伐材を30%活用することを目指す方針が示されたことから、木質バイオマスエネルギー利用への期待はますます高まることが想定されます。

このため県としても、豊富な森林資源を有効に活用するため、バイオマス発電や熱利用を積極的に推進するとともに、安定供給体制をさらに充実させることにより林業の再生に繋げていきたいと考えています。

## 10. 三重の森林づくり実施状況（平成23年度版）について

### 1 三重の森林づくり実施状況を報告する根拠

「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するものです。

### 2 基本方針別にみた実施状況の概要(詳細は別冊)

#### (1)基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標：民有林の間伐実施面積（平成18年度からの累計）	
目標：平成27年度	84,000 ha（10年間）
平成23年度	48,000 ha
実績：平成23年度	54,022 ha

##### ①平成23年度の取組

森林環境創造事業、治山事業、環境林整備治山事業、造林事業、森林整備加速化・林業再生基金事業などの活用により、9,491haの間伐が実施されました。この結果、平成18年度からの間伐実施面積の累計が54,022haとなり、目標を達成することができました。

##### ②平成24年度の取組

森林環境創造事業の仕組みの見直しや切捨間伐から搬出間伐への転換を進め、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指し、引き続き間伐等の森林整備を進めていきます。

#### (2)基本方針2 林業の持続的発展

指標：県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量	
目標：平成27年度	402千m <sup>3</sup>
平成23年度	272千m <sup>3</sup>
実績：平成23年度	255千m <sup>3</sup>

##### ①平成23年度の取組

森林の団地化・施業の集約化による搬出間伐の促進、「三重の木」認証事業者等が行うPR活動への支援等を行いました。

これらの取組により、実績は255,000m<sup>3</sup>となりましたが、目標を下回っています。これは、主にチップ用の実績が目標を大きく下回ったためです。

##### ②平成24年度の取組

木質バイオマスエネルギー利用を促進するため、新たな木質バイオマス発電施設整備とともに、未利用間伐材の安定供給体制づくりを促進します。

また、搬出間伐の促進、森林施業の効率化を図る技術者や担い手の育成を行い生産拡大を図ります。さらに規格の明確な「三重の木」、「あかね材」等の県産材についてPR活動への支援、首都圏等大消費地での販路開拓に取り組み、需要拡大を図ります。

### (3)基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標：森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数		
目標：平成27年度	指導者数650人	活動回数2,000回
平成23年度	490人	1,600回
実績：平成23年度	512人	1,538回

#### ①平成23年度の取組

森林文化及び森林環境教育の指導者数は512人となり、目標の490人を上回りましたが、活動回数の実績は1,538回で、目標を下回りました。

#### ②平成24年度の取組

森林環境教育の指導者登録制度を設け、登録指導者による小学校等での森林環境教育を実施するなど、これまで養成した指導者の活用を図るとともに知識や技能を持った県民の皆さんとも連携して、森林環境教育の提供機会の拡大を進めます。

### (4)基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標：森林づくりへの参加者数	
目標：平成27年度	30,000人
平成23年度	26,000人
実績：平成23年度	23,449人

#### ①平成23年度の取組

指標の「森林づくり活動に参加した人」の実績は、23,449人で、目標の26,000人を下回りました。

#### ②平成24年度の取組

三重のもりづくり月間を中心としたフェア等の開催に加え、フェイスブック等の情報ツールを充実して県民の皆さんの森林づくり意識の醸成を促進するとともに、企業の森や森づくり活動団体のスキルアップ等への支援などにより、さまざまな主体の森林づくりを進めます。

## 11. 漁場環境の改善に関する取組について

### 1. 課題と背景

干潟や藻場等の沿岸浅海域は、水質の浄化、魚介類の産卵や稚魚・稚貝の生息の場として重要な役割を果たしていますが、内湾域では埋め立てなどによる干潟や藻場の消失、生活排水の流入等による底質の悪化、外海域では磯焼け等による藻場の消失が発生しています。

このため、沿岸漁場において漁獲量や養殖生産量の低下が生じており、魚介類にとって良好な生息環境を創出し、漁場の生産力を回復させることが課題です。

### 2. 現在の取組状況

漁場環境の改善を図るため、県では次の取組を実施しています。

#### (1) 干潟・藻場の保全・造成、浚渫等による沿岸漁場環境の改善（公共）

英虞湾や伊勢湾においては、県が事業主体となって浚渫や海底耕耘などの事業を進めています。

平成24年度は、英虞湾（志摩市波切・立神地先）において海底の堆積汚泥の浚渫（2ha）を9月1日から10月20日までの予定で行っています。また、伊勢湾においては、松阪地先で100haの海底耕耘を9月3日に完了しました。

#### (2) 漁業者を中心にNPOや大学などと連携した活動組織による漁場環境保全活動（非公共）

桑名市から熊野市の9市町において、漁業者を中心とした18の活動組織が干潟や藻場の保護活動に取り組んでおり、伊勢市や尾鷲市の干潟耕耘がほぼ完了したほか、各地で春季から夏季に海藻種苗の投入やウニなどの藻類食害生物除去等に1,411人が参加して行われたところです。

#### (3) 沿岸遊休地の干潟再生（研究）

水産研究所が平成21年度から英虞湾（志摩市阿児町石淵）において沿岸遊休地の干潟再生に取り組み、魚類（クロダイ、ボラ）、甲殻類（オサガニ類）、貝類（アサリ）等の干潟生物が生息するようになっていきます。本年5月19日と9月1日にはこれら干潟生物の観察会を実施し、地域住民親子など延べ50名が参加しました。また、8月1日からは、本県初の取組として、志摩市浜島町合歓の郷の沿岸遊休地約2haにおいて地元企業の協力を得て、潮受け堤防の開放による干潟再生を開始しました。さらに、9月14日には、環境省による志摩市大王町船越大谷浦約1haの干潟再生も開始されました。

### 3. 今後の取組方向

今後も、公共事業による藻場・干潟造成等を計画的に進めるとともに、藻場・干潟の保全、海岸清掃、植林など地域が主体となった取組を国、市町、民間企業等と連携して促進することで、沿岸漁場の改善に取り組み、漁業や養殖業の生産の場の整備を進めていきます。

## 12. 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成24年6月1日～平成24年9月17日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成24年7月13日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 名誉教授 渡邊 明 外6名出席
4 諮問事項	三重ブランド認定基準等の見直しについて
5 調査審議結果	「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」「認定についての考え方(三重ブランド認定の手引きQ&A形式)」「三重ブランド認定申請調書」「三重ブランド認定要綱」について、事務局の改正案をもとに審議が行われました。 審議の結果、改正案は妥当であると判断されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	平成24年7月18日(水)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 内山 智裕 外11名出席
4 諮問事項	平成23年度三重県地方卸売市場指定管理者実績報告の評価について
5 調査審議結果	平成21年度から三重県地方卸売市場の指定管理者として市場運営を行っている、みえ中央市場マネジメント株式会社から提出のあった平成23年度指定管理者実績報告書に対する県の評価について意見を求めたところ、特に異議はありませんでした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	平成24年8月9日(木)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 磯部 由香 外8名出席
4 諮問事項	食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(平成23年度版)(案)について 平成24年度食の安全・安心確保に関する事業について
5 調査審議結果	食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(平成23年度版)(案)について 「有害物質のリスク低減対策としてのカドミウム吸収抑制技術の普及及び実証試験」、「市場での衛生管理施設整備の推進」、「直売所等の加工品の品質確保、表示の取り扱い」、「若い世代等への食の安全・安心に関する情報発信の拡大方法」などについて、審議していただき、表現の一部修正を行うこととしましたが、ご了承いただきました。 平成24年度食の安全・安心確保に関する事業について 「県産牛の全頭検査の実施を引き続き実施する必要性」、「流通している食品の検査を実施しているが、生産段階で流通する直前の検査の必要性」などについて審議していただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成24年8月1日(水)
3 委員	【委員長】三重大学 准教授 大野 研 外4名出席
4 諮問事項	中山間ふるさと水と土保全対策について 農地・水・環境保全向上対策について
5 調査審議結果	中山間ふるさと水と土保全対策について 平成24年度中山間ふるさと水と土保全対策に関する年度計画概要、平成24年度農村環境創造事業実施計画について説明を行い、審議していただきました。 農地・水・環境保全向上対策について 平成24年度共同活動支援及び向上活動支援、“みえのつどい2012”、田んぼの生きものキャラクターコンクールの取組状況について説明を行い、審議していただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成24年9月6日(木)
3 委員	【会長】三重大学 教授 加治佐 隆光 外16名出席
4 諮問事項	会長、副会長の選任について
5 調査審議結果	会長には加治佐委員、副会長には富田委員が選任されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会鳥獣部会
2 開催年月日	平成24年9月6日(木)
3 委員	【部会長】三重県農業会議事務局 米山 宗隆 外6名出席
4 諮問事項	第11次鳥獣保護事業計画の変更について
5 調査審議結果	<p>【鳥獣保護区指定計画の変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紀北町海山区白石湖鳥獣保護区 指定期間をH24.11.1～H34.10.31をH24.11.1～H29.10.31に変更</li> <li>・ 大王町登茂山鳥獣保護区を志摩市大王町登茂山鳥獣保護区に名称変更</li> <li>・ 浜島町大崎鳥獣保護区を志摩市浜島町大崎鳥獣保護区に名称変更</li> <li>・ 賢島鳥獣保護区を志摩市賢島鳥獣保護区に名称変更</li> <li>・ 度会町獅子ヶ岳鳥獣保護区を度会町獅子ヶ岳山麓鳥獣保護区に名称変更</li> </ul> <p>【特定猟具使用禁止区域(銃)指定計画の変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年度に明和町南部特定猟具使用禁止区域(199ha)として、設定する計画であったが、同区域を平成24年(121ha)と平成28年度(78ha)に分割して設定する計画に変更 なお、平成28年度に設定する区域の名称は、明和町南部第2特定猟具使用禁止区域とすることの変更</li> <li>・ 玉城町北部特定猟具使用禁止区域(123ha)を面積拡大するとともに、名称を明和町玉城町斎宮池特定猟具使用禁止区域(341ha)に変更</li> </ul> <p>これらについて、審議していただき適当と認められました。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成24年8月20日(月)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川 知明 外12名出席
4 諮問事項	三重の森林づくり基本計画2012の実施状況等について
5 調査審議結果	「三重の森林づくり基本計画2012の実施状況」、「尾鷲熊野地域森林計画の樹立」、「森林づくりに関する税」、「三重県森林審議会森林保全部会の審議結果」、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」について説明を行い、審議していただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会森林保全部会
2 開催年月日	平成24年7月10日(月)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川 知明 外4名出席
4 諮問事項	伊賀市中馬野地内の森林における林地開発許可及び伊賀市奥馬野と津市白山町にまたがる保安林解除申請について
5 調査審議結果	事業者による保安林解除申請については、再生可能エネルギー導入の促進を図るものであり、この事業にかかる保安林解除についてはやむを得ない、また、保安林解除申請、林地開発許可申請ともに、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」等の基準を満たしていると考え、保安林の解除及び林地開発の許可をしてもやむをえないものと認められました。 事業の実施にあたっては、許可どおり適正に実施されるよう、三重県において申請者を十分に指導監督するよう要請されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	森林づくりに関する税検討委員会
2 開催年月日	平成24年7月31日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村 直人 外12名出席
4 諮問事項	森林づくりに関する税の在り方、使途等に関する事項について
5 調査審議結果	第5回検討委員会 「災害に強い森林づくり」の重要性に鑑み、本県独自の森林づくりに関する税の導入を検討する必要があるとの、「森林づくりに関する税検討委員会報告書」がとりまとめられました。
6 備考	